

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年 1月16日提出
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【電話番号】	03-5290-3423
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	損保ジャパン日本債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年10月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正内容を示します。

第一部【証券情報】

（12）その他

以下の内容を追加します。

<追加>

<信託約款変更のお知らせ>

このたび、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約します。

当ファンドの信託報酬のうち委託会社の受取り分を年率0.105%（税抜0.1%）引下げ、信託報酬の総額を年率0.5775%（税抜0.55%）に変更します。

2. 変更理由

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、設定来、その運用状況ならびに運用会社について優良と評価されていることから、今後は入れ替えを行うことなく継続して投資対象として選定いたします。受益者の利便性向上を図るため、信託報酬の引下げを行います。

3. 変更予定日及び変更適用予定日

上記約款変更は、平成24年3月8日付で行い、平成24年3月30日より適用する予定です。

当ファンドの信託約款の変更は、異議お申立ての受益者の合計口数が平成24年1月16日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときに行います。なお、異議お申立ての受益者の合計口数が受益権総口数の二分の一を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。

また、信託約款の変更決定につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み

（略）

ファンドの関係法人図

（略）

ファンドの関係法人

（略）

（ ）投資助言者：損保ジャパンDC証券株式会社

委託会社との投資助言契約に基づき、当ファンドの投資助言者として、当ファンドが投資するマザー

ファンドの選定及び投資配分について助言を行います。また、デュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、マザーファンドについて継続的な評価を行い、運用に対して最良の運用会社を推奨します。

(略)

<訂正後>

ファンドの仕組み

(略)

ファンドの関係法人図

(略)

平成24年3月30日付で当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約することを予定しています。詳しくは、「第一部 証券情報 (12) その他」をご参照ください。

ファンドの関係法人

(略)

() 投資助言者：損保ジャパンDC証券株式会社

委託会社との投資助言契約に基づき、当ファンドの投資助言者として、当ファンドが投資するマザーファンドの選定及び投資配分について助言を行います。また、デュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、マザーファンドについて継続的な評価を行い、運用に対して最良の運用会社を推奨します。

平成24年3月30日付で当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約することを予定しています。詳しくは、「第一部 証券情報 (12) その他」をご参照ください。

(略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(略)

b. 運用方針

(略)

投資態度

(略)

() 損保ジャパンDC証券株式会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき当ファンドが投資するマザーファンドの選定及び投資配分について助言を行います。また、同社のデュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドについて継続的な評価を行います。その結果、投資の継続が好ましくないと判断した場合は、当該マザーファンドに代えて新たに投資するマザーファンド(運用会社)について推奨を行います。

<訂正後>

(略)

b. 運用方針

(略)

投資態度

(略)

() 損保ジャパンDC証券株式会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき当ファンドが投資するマザーファンドの選定及び投資配分について助言を行います。また、同社のデュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドについて継続的な評価を行います。その結果、投資の継続が好ましくないと判断した場合は、当該マザーファンドに代えて新たに投資するマザーファンド(運用会社)について推奨を行います。

平成24年3月30日付で当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約することを予定しています。詳しくは、「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<訂正前>

(略)

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.6825%(税抜0.65%)を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。(下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。)

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.6825%(税抜0.65%)を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。(下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。)

平成24年3月30日付で当ファンドの信託報酬のうち委託会社の受取り分を年率0.105%(税抜0.1%)引下げ、信託報酬の総額を年率0.5775%(税抜0.55%)に変更することを予定しています。詳しくは、「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

(略)

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(5) その他

<訂正前>

(略)

関係法人との契約の更改等

(略)

委託会社と投資助言者との間の投資助言契約には期限の定めがありません。投資助言契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(略)

<訂正後>

(略)

関係法人との契約の更改等

(略)

委託会社と投資助言者との間の投資助言契約には期限の定めがありません。投資助言契約は、当事者間の合意により変更することができます。

平成24年3月30日付で当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約することを予定しています。詳しくは、「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

(略)

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

2 関係業務の概要

<訂正前>

（略）

（２）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

なお、損保ジャパンDC証券株式会社は、投資助言者として、当ファンドが投資するマザーファンド（運用会社）の選定（追加を含みます。）及び投資配分について助言を行います。また、デュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、マザーファンドについて継続的な評価を行い、運用に対して最良の運用会社を推奨します。

<訂正後>

（略）

（２）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

なお、損保ジャパンDC証券株式会社は、投資助言者として、当ファンドが投資するマザーファンド（運用会社）の選定（追加を含みます。）及び投資配分について助言を行います。また、デュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、マザーファンドについて継続的な評価を行い、運用に対して最良の運用会社を推奨します。

平成24年3月30日付で当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約することを予定しています。詳しくは、「第一部 証券情報（12）その他」をご参照ください。